



平成23年5月10日

各 位

会 社 名 株式会社メディアサポート
代表者名 代表取締役社長 横田 明彦
(コード：9026)
問合せ先
役職・氏名 取締役 統括本部長 前川 勝彦
電話 052-800-7222

訴訟の提起及び和解による解決並びに特別損失の発生に 関するお知らせ

当社は、平成22年1月14日付けで訴訟を提起され、平成23年1月6日に和解が成立しましたので、下記のとおり、お知らせいたします。また、これに伴い特別損失が発生しましたので、あわせてお知らせいたします。

記

1. 訴訟を提起した者

当社元取締役 大井田 潤
大井田氏の知人 澤田 昌志

2. 訴訟の内容及び請求金額

(1) 訴訟の内容

不当利得等返還請求

(2) 請求金額

4,697,099 円

3. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

当社は、大井田氏の提案により、平成20年4月から平成21年1月までの間、レアメタル鉱石販売事業を行ってまいりました。レアメタル鉱石販売事業では、仕入のために採掘地であるフィリピンへ渡航する必要があります。当該事業の担当役員であった同氏は、複数回フィリピンに出張を行っており、本訴訟は、同氏がフィリピン出張時に使用したホテル代金や交通費等の経費2,835千円について、同氏が支払ったものであるとし、その金銭債務2,835千円及び遅延損害金の支払いを当社に求めるというものと及び同氏が現在も当社の取締役であることの確認を求めるものであ

ります。また、澤田氏においては、上記レアメタル鉱石販売事業を行うに当たり、大井田氏の紹介により当社に対して1,500千円を貸し付けたが、返済がないとして利息とともに1,850千円及び遅延損害金の支払いを当社に求めるものであります。

当社としては、大井田氏については、フィリピン出張の際に、出張費用として約3,000千円を仮払いしておりましたが、その後の調査の結果、この一部について使途不明金及び事業目的外資金として使用されていることが判明しました。同氏は、その金銭につき、返済又は使途を明確にすることなく当社に対して取締役の辞任届を提出したという経緯があります。また、同氏が本訴訟で求める経費2,835千円についても、使途が不明なものがあり、経費としての支払いの義務はないこと、また、澤田氏が主張する1,500千円の貸付金については、当社としては借入の事実がなく、実質的に大井田氏個人が借り入れたものであると主張を行い、法廷において争ってまいりました。大井田氏の実績の確認及び澤田氏の請求については当社の主張を大井田氏及び澤田氏が認めて訴訟内で取り下げを行っております。

以上のことから、当社としては支払義務がないことを主張していたものの、名古屋地方裁判所より和解の勧告があったことから、本訴訟の長期化によるさらなる費用の発生等の経済的損失見込みなどを総合的に勘案した結果、和解勧告を受け入れ早期解決を図ることが最善の策であると判断し、平成23年1月6日、訴訟上の和解をいたしました。

2. 和解の相手方

大井田 潤及び澤田 昌志

3. 和解の内容

当社は、大井田潤氏に対し、和解金として1,800千円を支払う。

4. 今後の見通し

本和解に伴い平成23年3月期において和解金1,800千円を特別損失として計上することについては、平成23年5月2日に開示しました「通期業績予想の修正に関するお知らせ」に織り込んでおります。

以 上